

2021 年 4 月 12 日

滋賀県議会各派代表者様

日本共産党滋賀県議会議員団

団 長 節木三千代

幹事長 杉本 敏隆

議会の民主化等の提言について

日本共産党滋賀県議会議員団は、議会の民主的運営と議員の発言権保障の立場から以下の提案します。

1 議会人事について

議会人事は、憲政の常道に従い、次のルールを基本とする。

議長 第1会派

副議長 第2会派

監査委員 議員平等の原則にもとづいて基準を設定する。

2 交渉会派を3人以上とする。ただし、総務大臣に届け出の政党所属議員であり、かつ当該政党名を呼称または表示する場合は2人以上でも交渉会派とする。

3 各派代表者会議は、各会派の代表1名をもって構成する。

4 質問時間は、議員の発言権を保障するために、現行の1人年間120分以内を見直して、増やす。質疑・関連質問は、一般質問とは別に質問時間を設ける。

5 関連質問は議会の議論を活発にし、その内容を深化させる有意義なものであることから、議運による制限は道理がない。従来通り議長の許可により関連質問ができるものとする。

6 請願及び陳情について、請願者及び陳情者の意見を述べる機会を設ける。

7 議会広報（滋賀県議会だより）は、現行方式を改め、各議員の質問と答弁が明確になるよう改善する。

8 政務活動費は、収支報告書・領収書等をホームページに公開し透明化をはかる。

9 政務活動費での海外視察はおこなわない。

10 特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査、調査のためにその都度設置されるものであることから、必要性に応じて設置する。とりわけ、新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響が甚大な状況において、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」を設置する。

以上